

令和4年 第3回上島町議会定例会会議録（2日目）			
招集年月日	令和4年9月21日（水）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和4年9月21日 午前10時00分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1 番 徳 永 貴 久 2 番 林 敬 生 3 番 藤 田 徹 也 4 番 山 上 耕 司 5 番 宮 地 利 雄 6 番 林 康 彦 7 番 池 本 光 章 8 番 大 西 幸 江 9 番 亀 井 文 男 10 番 濱 田 高 嘉 11 番 池 本 興 治 12 番 藏 谷 重 文 13 番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自 治 法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	町 長 教 育 長 総 務 部 長 健康福祉部長 消 防 長 総 務 課 長 企画情報課長 出 納 室 長 住 民 課 長 健康推進課長 海 光 園 長 建 設 課 長 農林水産課長 観光戦略課長 公営事業課長 魚 島 支 所 長 教 育 課 長	上 村 俊 之 高 橋 典 子 杉 田 和 房 今 井 稔 濱 田 将 典 坂 上 将 人 檜 垣 明 宏 田 中 耕 造 田 房 良 和 竹 林 佳 子 角 濱 信 夫 岡 本 恭 典 藤 田 直 弥 黒 瀬 智 貴 後 藤 隆 宏 大 林 卓 也 梨 木 善 彦

議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 課長補佐	山本 勝幸 田房 聡子
町長提出議案の題目	1 令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について 2 令和3年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について 3 令和3年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について 4 令和3年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について 5 令和3年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について 6 令和3年度上島町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について 7 令和3年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について 8 令和3年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について 9 令和3年度上島町農業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について 10 令和3年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について 11 令和3年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について 12 令和3年度上島町浄化槽事業会計歳入歳出決算認定について 13 令和3年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について 14 令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について 15 令和3年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について 16 令和3年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について 17 令和4年度上島町一般会計補正予算（第2号） 18 令和4年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） 19 令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）		
その他の題	1 閉会中の継続調査申し出について		
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）		
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 7番・議員 池本 光章 8番・議員 大西 幸江		
会 期	令和4年9月8日～9月22日（15日間） 21		
傍聴者数	5名（男 5名・女 0名）		

◎ 開議の宣告

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員は全員です。

なお、上村町長から地方自治法第121条第1項ただし書きに基づき、本日、(午前)10時30分から退席する旨届出があり、それを許可いたしましたので報告いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

○(前田 省二 議長)

まず、報告いたします。

河端光法副町長が9月19日に御逝去されました。ここに河端光法副町長の御冥福をお祈り申し上げ、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

皆さん、御起立お願いいたします。

黙祷。(1分間)

お直りください。御着席ください。

○(前田 省二 議長)

それでは、会議を続けます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

日程第1、「会議録署名議員」の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番・池本光章議員、8番・大西議員を指名します。

よろしくをお願いいたします。

日程第2～第17、議案第59号～74号

○(前田 省二 議長)

日程第2、議案第59号、「令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第17、議案第74号、「令和3年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの決算認定案16件、及び日程第18、議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算(第2号)」から日程第20、議案第80号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算(第1号)」の補正予算案3件につきましては、全て予算決算委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(複数の「異議なし」の声あり) はい。

異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第74号までの決算認定案16件、及び議案第78号から議案第80号までの補正予算案3件を一括議題といたします。

それでは、予算決算委員会委員長、林康彦議員、委員長報告をお願いいたします。

林委員長、登壇願います。

(林 康彦 議員、登壇)

○(林 康彦 議員)

令和4年9月21日。上島町議会議長、前田省二様。予算決算委員会委員長、林康彦。予算決算委員会審査報告書。

去る9月8日の本会議において予算決算委員会に付託されました「議案第59号から議案第74号までの決算認定案16件」、及び「議案第78号から議案第80号までの補正予算案3件」について、9月13日、そして、本日21日の2日間にわたり本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査結果等を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1－1. 審査事件名、決算認定案16件。議案第59号、「令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第74号、「令和3年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」

1－2. 審査結果。予算決算委員会の採決時は1名早退のもと、議案第59号、「令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」は、9対1の賛成多数をもって可決。議案第60号、「令和3年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定」から議案第74号、「令和3年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」は、全会一致をもって原案のとおり認定するものと決定した。

1－3. 審査時において出された主な意見。令和3年度予算において、岩城橋開通前夜祭イベントでの花火について、計上予算に大幅な流用増額を行い実施している。このような予算執行は、行政執行権の範囲とはいえ、財政が大変厳しい中、軽はずみな執行権の行使を控え、適切な理由を説明のうえで、予算執行にあたるよう求めるものである。

2－1. 審査事件名、補正予算案3件。議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算(第2号)」から議案第80号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算(第1号)」

2－2. 審査結果。上記事件のうち、議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算(第2号)」については、修正案が提出され5対5の同数となり、委員長採決により可決。その修正部分を除く原案については、賛成全員で可決すべきものと決定した。

また、議案第79号、「令和4年度上島町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)」及び議案第80号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算(第1号)」の補正予算案2件については、全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定した。

2－3. 審査時において出された主な意見。議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算(第2号)」。

道の駅整備に伴うポテンシャル調査業務。

①道の駅は、商工業者だけでなく農業者や漁業者まで波及する問題であり、地元事業者や観光客の方からの要望が集まっていればわかるが、まだ地元事業者と話し合いもされていない状況で、道の駅をつくる宣言をしているのと同じ。まずは地元の方と膝を交えた話し合いの後に予算計上をするべきものとする。

②道の駅をつくることは決定していない。地元事業者との話し合いは進めていくべきだと思うが、その前提条件の調査を行うための予算。上島町の存続を検討する上での調査業務だと

判断している。

③岩城の物産センターはミニ道の駅であり、その状況からプラスする機能を考えればポテンシャルの想定は可能ではないか。

④本調査業務の中に、地元事業者との協議を含めてもらえばよい。まずは調査をしなければ前に進まない。

⑤本調査業務の前に、行政が予算をかけずにできることは多数ある。商工会、観光協会等関係団体に道の駅構想の意向調査は可能と考える。

なお、採決前の「令和4年度上島町一般会計補正予算（第2号）」の修正案に対する討論については、次の要旨の討論が行われた。

【反対討論】、現在、道の駅については、構想段階で設置することは決まっていない。上島町にとって必要な施設はどのようなものか等を把握するため、各関係団体と検討していくことが必要である。

道の駅構想の検討協議会には、議会から議員が参加予定であり、町内現有業者にデメリットが発生するならば、検討協議会での協議及び道の駅設置予算の時に反対すればよい。

以上の理由から、修正案には反対である。

【賛成討論】、道の駅整備に伴うポテンシャル調査業務については、商工会等々、農業者、漁業者も含めた議論を行い、その結果が必要と判断されて議会へ提出されるものであり、本件は非常に拙速であることから当該調査業務予算を外した修正案に賛成である。

以上です。（議長から「はい」の声あり）

（林 康彦 議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

委員長報告が終わりましたが、議長を除く全議員による予算決算委員会でありますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、まず、議案第59号から議案第74号までの決算認定案について、議案ごとに順次採決を行います。

○（前田 省二 議長）

はじめに、議案第59号、「令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

○（7番・池本 光章 議員） （挙手）

○（前田 省二 議長） はい、池本議員。

○（7番・池本 光章 議員） はい。

（池本 光章 議員、登壇）

○（7番・池本 光章 議員）

議席番号7番、池本光章です。

議案第59号、「令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定」に反対の立場で討論いたします。

以前、行政に提出した提言がありますが、この提言にかかわりをもっていない同僚議員の方が多数おられます。この提言説明のため、少し長くなりますが御容赦をお願いいたし

ます。

反対理由の一つは、4款、衛生費、2項、清掃費の塵芥収集運搬処理業務委託に係る決算についてであります。

令和2年7月13日付けで提出した塵芥収集運搬処理業務委託に係る提言についてですが、内容は次読み上げる内容です。

令和2年7月13日、上島町長、宮脇馨様。上島町議会議長、池本光章。塵芥収集運搬処理業務委託に係る提言。初めに、令和2年4月、平成20年より続いてきた上島町塵芥収集運搬処理業務委託につき、これまで随意契約による業務委託の発注形態を公正性、公平性、経済性の観点から改めるとし、公募事業者による見積合わせで業者選定をしたところ、弓削、生名、岩城地区において、それぞれ当初設計額に対する落札率が、弓削地区58.92%、生名地区54.99%、岩城地区98.26%という結果がでた。

弓削地区の予定価格が4,667万3,000円のところ契約額が2,750万円、1,917万3,000円の減であります。生名地区予定価格が1,480万6,000円のところ契約額が814万3,000円、666万3,000円の減であります。岩城地区1,768万8,000円の予定価格ですが契約額が1,738万円、30万8,000円の減です。

平成20年から平成31年までの塵芥収集運搬処理業務設計額と最終委託額との平均落札率は、弓削地区96.2%、生名地区92.57%、岩城地区93.84%で推移してきたものが、令和2年度の弓削地区及び生名地区の落札率は58.92%、54.99%と低い結果となった。

これを低入札価格調査制度を採用せず、そのまま業務委託に出したことは、廃棄物処理法施行令第4条の5の規定に抵触しないのかという疑問もあり、議会にあってはその是非も含め、これまでの随意契約業務の委託の在り方を再検証する必要性が生じた。ここに以下、議会内にて検証、検討した結果を提示します。

検証結果。過去にさかのぼり資料を検証したところ、上島町の塵芥収集運搬処理業務の委託については、上島クリーンセンター弓削地区建設時の平成20年2月13日に公募による受託者の選考を実施している。

選考方法として資格及び見積額等を総合的に判断して選考するとし、見積入札を行い、2月15日に業者選考結果を受託候補者に通達した。しかるに、選考工程に法的問題が生じる可能性があるとして3月19日付けで先の決定を取消し、改めて、3月25日の選考委員会での受託業者の再選考をした。

その過程で、塵芥処理運搬業務委託公募要領に基づく参加資格を有していながら、見積額の低い事業者が必ずしも上位にランク付けされず、総合評価方式という選考形態における選考基準が不透明かつ発注側の公正さが疑われる事態が起きていた。その後、各々自動契約更新を交わしてきたが、更に平成25年度から5年間、各地区一社との随意契約による長期契約を交わした。その理由についても、当時の関係文書には明確な理由の記載がなく、透明性が担保されているとは言い難い状況であった。

平成28年、首長が変わり先の長期計画満了後の令和2年度の委託につき、今までの一社随契を止め競争見積もり合わせを実施したところ、前述のように、弓削地区並びに生名地区においてはそれぞれの委託候補業者から従来の約半額の見積もり提出があり、再低額提出者が

業務を請け負った。

この結果から岩城地区を除き、今年度の受託事業者が従前の約半分の額で業務遂行できるのかにつき、なお、その結果を待つしかないが、このことにより令和元年度までの上島町の当該事業に関する契約方法の問題。また、過去十数年にわたり、議会においてのチェックの在り方が改めて問われる事態となった。

この高額随契問題は、この度の一般廃棄物収集運搬処理業務のみならず、関連施設の管理・運用、下水道関連事業についても同様に検証の要があると考えられるところである。それらにつき、長年にわたり行政内部からの改善もされにくかった要因には、ことに弓削地区における受託事業者が、当時の町長の家業であったことにも因があるのではないかと推察される場所である。

平成20年度の指名業者等内申書には、随意契約を必要とする理由として、本町としては一般廃棄物の収集等の業務の公共性に鑑み、経済性の確保の要請よりも業務の遂行の適正を重視し、中略、最も適正に業務を遂行できる業者を選定できる随意契約を行うとあり、これがその後、当該事業に随意契約選択の理由として引き継がれてきた。

しかしながら、本町にあってはあらゆる公共性のある事業に関し、経済性を二の次に置くスタンスはとれない財政的事情があることは改めて述べるまでもない。

したがって、経済性と業務遂行の適性を両立させるべく、従来の契約金額及び契約方法が真に適正な方法であったのかを検証したうえで、更には、今後の議会においてのチェック体制を整える必要があると勘案し、議員協議会での協議を重ね、第一弾としてこの度、塵芥収集運搬処理業務、ごみ収集の委託方法についての議会としての意見を取りまとめたので、理事者には次のとおり提言するものである。

なお、理事者からの回答は、1ヶ月程度を目途にさせていただくようお願いする。

提言内容。契約形態の是正について、以下の理由により上島町塵芥収集運搬処理業務は随意契約による業務委託はやめるべきである。

1、塵芥収集運搬処理業務は、その予定価格の金額からみても地方自治法第234条2に規定する随意契約事案に該当しないと考える。

また、町が平成20年以降、随意契約の根拠としている地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号は、したがって、随意契約ありきの後付けの理由であり、客観的にも法的にも妥当性に欠けると考える。

2、法定金額を超える随意契約事業につき、自動更新を常態化させることは法234条の本旨に悖る行為であり、それは特定の事業者への利益供与となりかねず、公平、公正かつ事業者への機会的等の観点からも適切ではないと考える。

適正価格の設定について。以下の理由により当該事業に関する適正価格を定められたい。

1、設計単価の見直しを図ること。当初の委託金額は、旧町時代の担当課で積算設計しており、合併後もそのまま踏襲されてきた。社会通念上からみても、改めて精査が必要である。労務単価の見直し、労務内容並びに従事者人数の見直し、福利厚生費支給の妥当性、民間事業に対して従事者の福利厚生費まで支給なら直営と変わらない。収集車、パッ

カー車は町有とし、業者からの車両借り上げは行わない。

契約方法の見直しと関係規定の整備をすることとして、

1、自治法234条の規定及び同施行令第167条の2第1項第1号に基づく限度額を超える契約は、入札方式とすること。

2、資格審査基準の明確化を図ること。

3、業者選定基準を公表し透明性を確保すること。

4、見積徴収についても複数者で実施することを標準とする。

5、高額契約については、議会の承認を受ける体制をとること。

6、高額事業の長期自動契約更新は、基本的にしないこと。

7、最低価格を設定すること。

上島クリーンセンターの管理費、保守点検及び施設焼却炉等の修理については、決算時に工事明細、見積、実績等の報告を求める。

以上が、提言の内容でございます。この提言について、報告のあった回答が以下のとおりでございます。

令和2年7月30日。上島町議会議長、池本光章様。上島町長、宮脇薫。上島町議会からの塵芥収集運搬処理業務に係る提言について回答。

平素は、執行部の行政運営について多大な御理解と御協力を賜りまして感謝申し上げます。

令和2年7月13日付け上議発第129号におきまして提言のありました塵芥収集運搬処理業務委託の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

1、契約形態の是正について。御指摘のとおり契約金額の大きさからも随意契約は不適切であり、塵芥収集運搬処理業務については、公募による競争性のある複数者の見積方式に切替えます。

また、契約内容からは、自動更新や長期継続契約はありえないと判断していますので、次年度からは単年度契約に切替えます。

2、適正価格の設定について。設計内容については、現場作業内容の精査や他自治体も参考にしながら、実労時間や難易度、熟練性等に照らした打倒な労務単価、労務内容、従事者人数等を見直しを図り、作業時数の見直しを行います。

また、現在委託している処理業務について、直営との比較を行い切替えについても検討します。

なお、福利厚生費の保険料等については、他市町の事例もあり、労働条件の法遵守の立場から既定の率で対応します。

また、パッカー車及びダンプトラックについては、発注条件を同一にするためにも町有とし貸与で対応します。

3、契約方法の見直しと関係規定の整備について。

①地方自治法第234条、同法施行令第167条の2第1項第1号及び上島町財務規則第106条の規定の限度額を超える契約については、原則競争入札とします。ただし、保守点検修繕等の特殊な契約については、随意契約も残します。

②入札参加願い及び募集要項等の資格審査基準を簡素化、明確化します。

③上島町指名業者等選定委員会規則の規定に基づき、業者選定基準を明確にし、透明性を図ります。

④見積徴収については、複数者、原則3者以上とし、競争性、公正性を確保します。

⑤議会承認については、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号、同法施行令第121条の2の規定に基づき、上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を制定して、現在でも議会の承認を得ております。

⑥高額事業の自動更新契約については、不適切なので現在では行っておりません。また、高額事業の長期継続契約については、原則単年度契約とします。

⑦最低制限価格については、地方自治法施行令第167条の10第2項及び上島町財務規則第95条の規定に基づいて適正に対処します。

4、最後ですが、上島クリーンセンターの管理委託。保守点検及び施設焼却炉等の修理、補修工事を含むについては、決算時に工事内容、見積内容、施工実績、検査報告書等を報告します。

以上の回答をいただいております。

当然、この回答は前町長による回答でありますので、議長に現町長の回答を求めているものの、未だに回答はいただいております。しかしながら、令和3年度における塵芥収集運搬処理業務委託の執行状況を見る限り、令和2年7月30日付けでいただいた回答に程遠い物であります。

反対理由の二つ目は、7款、商工費、1項、商工費のインランド・シー・リゾートフェスパへの指定管理委託料の決算です。2,600万円の予算計上の際には、計上理由としてイレギュラー、イレギュラーという言葉が発し、決算説明の際には、個人企業のため詳細については難しいといった感じの発言をされたと記憶しています。

いきなスポレク社長就任時前後で発言されていた人と、とても同じ人間の発言とは思えません。

私は、フェスパへの支援は、ただいまのところ必要不可欠と考えておりますが、2,600万円ものお金がイレギュラーとか、個人企業のためという言葉だけで計上されたり、決算認定を受けたりすることがまかりとおるようでは、鶴田浩二の傷だらけの人生ではありませんが、今の世の中、上島町右も左も真っ暗闇じゃあござんせんか。違いますか。

フェスパは、今の上島町にとって必要なんでしょ。必要だから2,600万円支援するんでしょ。だったら行政の責任において使用明細をしっかりと把握して、住民の皆さんに説明しなければならないのではないですか。（濱田議員から「そのとおり」の声あり）

以上、二つの理由において、「令和3年度上島町一般会計歳入歳出決算認定」に反対いたします。同僚議員の皆さん、私の指摘した二つの科目についての決算総額は、1億776万1,000円です。上島町住民の血税から支払われているお金です。中身をしっかりと知らなければいけないのではないですか。

以上です。（議長から「はい」の声あり）どうも長くなり申し訳ありませんでした。

（池本 光章 議員、降壇）

○(前田 省二 議長)

はい、途中ですが、上村町長、退席を許可いたします。

(上村 俊之 町長、退席)

○(前田 省二 議長)

他に討論ありませんか。(「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

それでは、議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、大西議員、亀井議員、藏谷議員。

反対者：林康彦議員、池本光章議員、濱田議員、池本興治議員。

はい。起立、多数です。

よって、議案第59号は認定することに決まりました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第60号、「令和3年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第60号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第61号、「令和3年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第61号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第62号、「令和3年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありますか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第62号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第63号、「令和3年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第63号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第64号、「令和3年度上島町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第64号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第65号、「令和3年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり) はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第65号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第66号、「令和3年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立、全員です。

よって、議案第66号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第67号、「令和3年度上島町農業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第67号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第68号、「令和3年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第68号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第69号、「令和3年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第69号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第70号、「令和3年度上島町浄化槽事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第70号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第71号、「令和3年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第71号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第72号、「令和3年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第72号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第73号、「令和3年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第73号は、認定することに決しました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第74号、「令和3年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第74号は、認定することに決しました。

日程第18～第20、議案第78号～80号

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第78号から議案第80号までの補正予算案3件について、議案毎に順次採決を行います。

○(前田 省二 議長)

議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第2号）」について、これから討論を行います。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手)

議長、じゃあ動議、修正動議かけさせてください。

○(前田 省二 議長)

予算決算委員会の時に修正案の動議が出て、それで結果がでておりますので、ここでは採決のみということでございます。

○(6番・林 康彦 議員) (挙手)

あの、わかりにくいんで、修正案に対する採決なのか。

○(前田 省二 議長)

両方です。

○(6番・林 康彦 議員)

別々にやるんですか。

○(前田 省二 議長)

はい。

○(6番・林 康彦 議員)

動議たてにやおかしいんじゃないですか。

○(前田 省二 議長)

もう、動議はでてますからね。

○(6番・林 康彦 議員)

本会議でかけんと、委員会は委員会で、ここはここでかけんとおかしいでしょ。動議かけんと何をしょうることか全く意味が見えてこないんで。

○(前田 省二 議長)

委員長報告の時に、皆さんには報告したと思いますので。

○(6番・林 康彦 議員)

いや、動議かけにやおかしいでしょ。ここで。

○(前田 省二 議長)

県のほうの議長会のほうに確認したところ、予算決算委員会で動議が出ました。それによって賛否が決まりましたので、本会議では、動議は受けず修正案を採決いたしたいと思いますが。

○(8番・大西 幸江 議員)

でも議長、予算決算委員会見てない方は、その本会議で採決だけやってもわかりませんし、基本的に委員会は委員会、本会議は本会議じゃないですか。

町村会がどういう見解を示しても、いったら変なことじゃない限りには上島町議会として

どうするかっていうことをやっていけばいいだけなので。数年前までは本会議で動議かけてたと思うんですよ。

○(前田 省二 議長)

まあ、県のほうからは、助言によりますと、その、

○(8番・大西 幸江 議員)

だからなくてもいいよという話でしょ。

○(前田 省二 議長)

そうそう。

○(8番・大西 幸江 議員)

でも、あってもいいんですよ。

○(前田 省二 議長)

はい、じゃ動議、

○(8番・大西 幸江 議員)

はい、動議かけさせてください。

○(前田 省二 議長)

委員会の時に動議はでておりますので、ということで、県のほうも結論をだしたと思うんですけども、それでは、改めて動議お受けいたしましょうか。

○(8番・大西 幸江 議員)

はい、お願いします。

○(前田 省二 議長)

必要ない、必要だと思う方。

(賛成者、挙手)

賛成者：林康彦議員、大西議員、池本光章議員、濱田議員、池本興治議員。

反対者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員。

はい。少数でございます。

議会としては、委員会に付託しておりますので、委員会の決定事項を重視したいと思えます。その中で動議がでておりますので、ここ、本会議では委員長報告のとおり報告がありましたので、動議はお受けしません。

ですので、これからは討論をお受けいたしますが。

○(8番・大西 幸江 議員)

何の討論ですか。

○(前田 省二 議長)

討論は一般会計予算原案、修正案、修正案を除く原案のいずれも結構です。

○(8番・大西 幸江 議員)

わからんそれじゃあ。まず、すいません。まず、修正案からやらないと、よくわからないじゃないですか。

○(6番・林 康彦 議員)

まず、修正案じゃろう。

○(前田 省二 議長)

修正案から討論をお受けいたします。それで採決したいと思いますが、討論ございませんか。反対討論、なければ賛成討論。はい。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

どっち、反対、賛成、どっちですか。

○(前田 省二 議長)

賛成討論はございませんか。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

修正動議の。

○(前田 省二 議長)

そう。そうでございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) 賛成討論ね。はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

いいですか。

○(前田 省二 議長)

はい。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員)

討論する前にちょっと一言、言わしていただきたいと思います。

この運営のあり方、これがまちまちというのですね、非常に混乱いたします。前回は違う、今回も違うというんじゃないかと思いますので、やはりきちっと修正案がでて、修正案の結果がここ出てますよね。それで修正案の賛否をとって、それから、それを外した原案っていいですかね、それに移行してやるべきじゃないかと私は思っておりますので、また、事務局のほうからそのようにやるというふうに私は聞いておりました。はい。

それに基づいて、修正案に対して賛成の立場で討論したいということにいたします。(議長から「はい」の声あり) よろしゅうございますか。

○(前田 省二 議長)

はい。どうぞ。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

はい。それでは、早速いたします。

議席番号10番、濱田高嘉です。

私は、議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算(第2号)」、2款1項7目、企画振興費の委託料、「道の駅整備に伴うポテンシャル調査業務」として、99万円の予算が計上されておりますが、この予算に対して、調整、調査業務99万を減額する修正案を提出されておりますので、それに対して賛成の立場で討論をいたします。

道の駅の用地の場所も未定、その施設の大きさ、面積さえも未定で委託料99万円の予算が

計上され、その予算内訳が単独測量・設計・ポテンシャル調査業務となっております。これだけの予算の情報ではですね、全体像を描き建設費用に何億円かかるかもわからない道の駅の施設整備について、平気で賛否を問う上村町政の政治姿勢の在り方に疑問と憤りを感じております。

それから2番目にですね、道の駅の整備の方法には二通りあります。一つは、ゆめしま海道に沿って行うのであれば、道路管理者である愛媛県と町とが一体化してやる方法とですね、上島町が単独でやる方法、この二種類がございます。どれかを選ばなくてはならないという状況にあります。この話ありません。

わかりませんという状況にあって、予算が計上されて、どうしてその全体像を描きながらね、想像もできないんですよ。99万で何億かかるかわからない物に対して。加えてですね、修正動議の提出理由としてきちんと書かれてますね。読みますよ。

地元商工業者、農業者等に相談しない状況が伺える。調査業務やプロジェクトチームを立ち上げるより先に地元商工会をはじめとした協力者の意見聴取、協力体制等の取り組みを行ったうえで、地元からの要望があれば予算を計上し、円滑な事業遂行をするためいったん予算を減額すべきであると。

だから、道の駅をつくるかつくらんかじゃなくて、要はとりあえず何もわかってないので、とりあえずこの99万をこの予算から、確か9,900万ですかね、の予算から99万を外してくれということ。これは全うだと私は思いますよ。どこにつくるのか、広さもわからない。家というですね、家をどこに建てるのか、大きさは、平屋か二階建てかわからない。まあ、そういう状況に、それに場所もわからない。いくらかかるかもわからない。そんな状況で、事を、予算を付けてですね、無責任にこれをですね、認めたらですね、もうダーダーでね、どれだけ膨らむかわかんないですよ。

反対する側は、修正案を反対する側は、町長はこう言ったじゃないかと。情報発信の基地になると、情報発信の基地になる。一方また、防災にも貢献するという話がありましたけども、確かにできればそうでしょう。でもそれは、できての話ですよ。できるのがどれだけの大きさかどこに建てるかわからないのに、先に情報発信の基地になるからとか、防災に貢献するからという話ではですね、我々はとてもじゃないけども、まだ、議案としてあがってませんけれども、6億6千万で海苔加工工場は、ちゃんと場所も大きさも内容も書かれて出てきてますよね、プランとして。

将来議案としてでてくるかもしれませんけれども。海苔工場でさえ日比の海岸の土地に6億6千万でつくと。海苔加工場ですよという、もうだいたい、絵面がわかってる。でも、この道の駅はわからない。わからないのに99万でOKしてどうするんですかねというのが、正直な私の気持ちですね。

決して、その道の駅をつくっては嫌だというのではなくて、要はこれの99万円の材料だけでは判断できませんよと。だって判断できる人が逆におかしいと、私は逆に思うんですよ。もっと詳しいデーターをくださいと、最低限の情報を開示してくださいと、それで初めて吟味し、それで反対であれ賛成であれそういうものが生まれてくるんじゃないかと、こう思うんですよ。

ところが、今回はその99万円でどこにつくるかもわからない、場所もわからない、大きさもわからない、そういう状況でこの案件っていいですかね、議案が出てきた。で、修正すると、この99万円だけ外して残りはOKですよと言ってんで、全体を反対してんじゃないんですよ予算の。99万円の予算を削除、減額してくださいというお願いをしてるだけで、私は議論としては全うな話じゃないかなと、こういうふうに自画自賛じゃないですけども、そのように思っております。

ですから、この修正案に対しては、賛成という立場で討論を終わります。（議長から「はい」の声あり）

（濱田 高嘉 議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

他に討論ございませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

○（6番・林 康彦 議員）

いや、修正案でしょ。

○（前田 省二 議長）

これからいいます。

はじめに、本案の修正案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員。

反対者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員。

はい。起立、少数です。

よって、議案第78号の修正案は否決されました。

続いて、議案第78号の原案を採決いたします。

議案第78号、「令和4年度上島町一般会計補正予算（第2号）」の原案に賛成の方は、御起立願います。（複数の「原案だけ」の声あり）（大西議員から「修正部分を除く原案」の声あり）

○（10番・濱田 高嘉 議員）

どちらですか、原案といっても修正案を除く原案なのか。

○（8番・大西 幸江 議員）

修正部分を除く原案ですよ。

○（前田 省二 議長）

原案。最初から出てきた数字。はい。

（賛成者、起立）

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員

員。

反対者：林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員。

はい。起立、多数です。

よって、議案第78号は、原案は可決されました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第79号、「令和4年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

それでは、議案第79号、「令和4年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

続いて、議案第80号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」について、討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

それでは議案第80号、「令和4年度上島町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立、全員です。

よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、閉会中の継続調査申出について

○(前田 省二 議長)

日程第21、「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

別紙のとおり各委員長から上島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のあったとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された案件は、本日で全て審議が終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和4年第3回上島町議会定例会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じるとともに、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

(起立、礼)

(了)

(令和4年9月21日 午前11時05分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 池本 光章

署名議員 大西 幸江